

外来生物法の施行状況について（報告）

1. 特定外来生物等の指定

外来生物法では、生態系等に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物に指定し、その飼養等を規制するとともに防除を進めることとしている。

(1) 第一次及び第二次の指定

- ・第一次の指定として昨年6月1日に37種類、第二次の指定として本年2月1日に43種類が指定され、合計80種類の特定外来生物について、現在、飼養等の規制を行っている。

(2) セイヨウオオマルハナバチ等の指定

- ・平成17年12月の特定外来生物等専門家会合の結論を受けて、セイヨウオオマルハナバチの特定外来生物への指定作業を進めている。指定に係る国民の意見募集（パブリックコメント）、WTO協定に基づく諸外国への通報手続等を終え、現在、指定後の規制等の事務を円滑に進めるため、農家における飼養実態の現地調査及びヒアリング、飼養等許可申請のデータベースシステムの設計等を行っている。
- ・平成18年3月に未判定外来生物のヒメテナガゴガネ属及びドウナガテナガゴガネ属に係る輸入の届出があったことから、特定外来生物等専門家会合で議論し、これら2属を特定外来生物に指定すべきとの意見を得て、指定作業としてパブリックコメントの募集、WTO通報等の手続を行っている。

(3) 今後の特定外来生物の指定方針

- ・今後の指定については、特定外来生物等専門家会合を開催し、その議論の状況を踏まえ、今後の方針を検討した上で指定に係る作業を行うこととしている。特に、第二次選定作業の中で重点的に検討を進めることとされた外来生物については、被害知見及び利用実態に係る情報等を十分集積するよう努めている。
- ・緑化に用いられる外来植物については、在来種の利用に伴う問題や代替性に係る課題も踏まえ、環境省、農林水産省及び国土交通省の関係省庁が連携して緑化植物の取扱い方針について総合的な取組みの検討を進めている。特定外来生物等専門家会合では、これらの情報も活用しつつ特定外来生物の選定のための検討が行われる予定。

2. 特定外来生物の飼養等規制

特定外来生物の飼養等は原則禁止であり、学術研究、教育、展示、生業の維持等の目的で、逸出することのない施設で適切な方法で飼養等する場合に限り、許可を得て飼養等ができることとしている。また、輸入や譲渡については、飼養等の許可を得た場合に行うことができる。

(1) 飼養等許可申請書の審査等

- ・飼養等許可申請書等の受付及び審査については、農林水産省と協力して地方環境事務所において実施している。また、輸入時のチェックは関税法に基づき税関が対応するほか、昆虫や植物については植物防疫所の協力を得て実施している。

(2) 飼養等許可申請書の審査の状況

- ・第一次指定の特定外来生物について、平成17年12月1日までに提出された飼養等許可申請書は約1600件であり、これまでに約600件を許可し、その他について審査を継続している。

3. 特定外来生物の防除

特定外来生物について、野外で生態系や農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には防除を行うこととしている。国は防除の内容を定めて公示を行い、公示に沿った防除を円滑に進めるため地方公共団体や民間団体が行う防除について、確認・認定を行う仕組みを設けている。

(1) 環境省が直轄で行う防除事業

- ・国は、その保全している地域や希少な野生生物の生息地に被害がある場合に優先的に防除を行うこととしており、環境省では奄美大島や沖縄本島北部地域におけるジャワマンダースの防除を進めるほか、西表島におけるオオヒキガエル防除事業、ラムサール湿地等におけるオオクチバス等防除事業を進めることとしている。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

- ・地域の生態系等に詳しい地方公共団体や民間団体が行う防除も期待されているが、広域に分布して被害を及ぼす特定外来生物法については、効果的な防除方法により、各地方公共団体が連携した防除を進めることが必要。このため、アライグマ、カミツキガメ、アルゼンチンアリに係る防除モデル事業を実施する。

(3) 防除の確認・認定の状況

- ・地方公共団体や民間団体が行う防除について、防除の公示に沿うものとして主務大臣の確認・認定がなされた場合には、外来生物法の飼養等許可や鳥獣保護法の捕獲許可が不要となり、円滑な防除の実施がなされる。第一次指定の特定外来生物について、これまでに約70件の確認又は認定がなされている。

4. 外来生物の取扱いに係る普及啓発

外来生物法の概要や特定外来生物の指定について普及啓発を図るため、環境省のホームページにおいて、外来生物法の解説、特定外来生物の選定状況、飼養等許可申請書の提出方法、防除の実施状況等を掲載するほか、ポスター及びパンフレットを作成し関係機関やペットショップ等へ配布した。また、外来生物の適切な取扱いの推進について、地方環境事務所において街頭でのキャンペーンを実施している。

なお、外来生物対策に関しては、北海道におけるセイヨウオオマルハナバチの分布状況調査など、市民参加による取組も進められつつある。